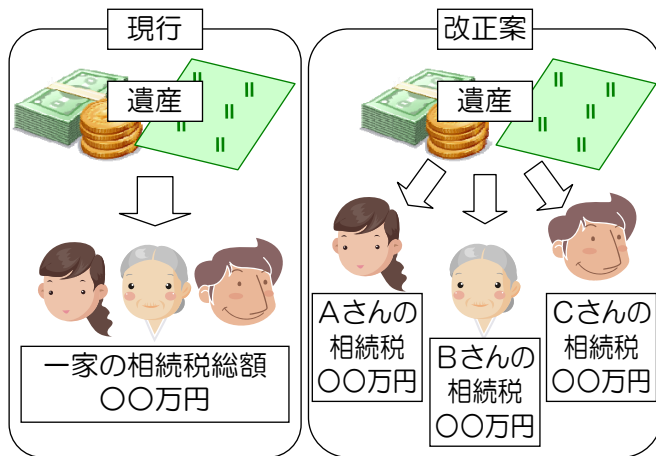


相続税改正の見通し2

前回に引き続き、相続税改正について、さらに突っ込んだ部分に焦点を当てて予想していきたいと思います。

★法定相続人の数

現行の相続税の計算方式は、故人の財産とその故人につながる法定相続人の数に基づいて、一家としての相続税の総額を計算する方式となっています。今回、方向性の示された相続税の改正案は、一家ではなく、故人から財産を取得した一人ひとりにつき、別々に相続税を計算しようとするものと考えられます。実はこの場合には、法定相続人の数という計算要素はあまり必要とされなくなっていくのです。もちろん民法が改正されたわけではありませんので、法定相続人、あるいは遺留分という約束事は従来どおり存在しますが、こと新しい相続税の計算だけを考えた場合、この法定相続人という考え方を積極的に取り入れる必然性があまりなさそうです。



★基礎控除

一方、現行の相続税の計算において法定相続人の数は重要な要素となっています。

まずは、基礎控除。相続税の基礎控除は法定相続人の数に基づいて計算します。現行の基礎控除は、法定相続人1人につき1,000万円を計算したところに、定額で5,000万円を加えて計算します。法定相続人が2人なら7,000万円、3人なら8,000万円となります。故人の財産を相続税評価額で計算したところ、この基礎控除以下であれば相続税を申告す

る必要はありません。基礎控除を越えた部分だけ相続税がかかる仕組みになっています。このことから同じ財産額でも法定相続人の数が違えば、負担する相続税も変わってくるというのが特徴です。たとえば、7,500万円の遺産について法定相続人3人なら、基礎控除が8,000万円ありますので、相続税の申告納税が不要となります。しかし法定相続人2人の場合には基礎控除が7,000万円ですから、申告が必要となってしまいます。新しい相続税の計算方式ではこのような法定相続人の数が違うだけで相続税の負担が変わってくることはおかしいから、このようなことのないようにしようという狙いもあります。そのため法定相続人の数に基づく基礎控除額の計算という考え方はなくなる可能性があります。とはいえ、なんの控除額もなく1円から課税するとなると国民の理解を得られそうにありませんから、現行の基礎控除に代わるものとして、財産を相続した相続人一人一人に一定額の控除が与えられるものと予想されます。仮に日本の標準的な法定相続人の数が3人で、現状の基礎控除の水準を維持しようとするならば、一人あたりの控除額は2000万円～3000万円の控除額とされる可能性もあります。

★死亡保険金への課税

このほか死亡保険金などについても法定相続人の数が影響します。現在、死亡保険金については法定相続人の数×500万円までは非課税とされています。法定相続人が2人なら死亡保険金は1000万円まで相続税の課税対象から外されます。しかしもともと死亡保険金は遺産分割の対象となるものではなく法定相続人の数とはあまり縁のないものであることから、場合によってはこの非課税枠そのものがなくなるのではないかと懸念する声もあります。

あくまでも予想の段階ですが、これらの内容が盛んに議論されているのも事実です。次回に続く…